

指定管理者評価判定結果報告書

令和3年7月7日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長 古 橋 知 美 印

令和2年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	①高浜市南部ふれあいプラザ ②高浜市南部第2ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	①平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日 ②平成31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25点	100%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	40点	36点	90%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	90点	86点	96%	A
7. 評価結果についての講評				

「評価結果についての講評」

- ◆経費の削減等に努力され、他の先駆的な存在となっているが、これからが大変かと思われる。
- ◆ヒト・モノ・コトの継承、拡大を期待している。
- ◆長く継続され取り組まれている中で、他団体との共有も上手くされており、地域の協力を得て多様に工夫し続けている。人材の向上心も素晴らしい。
- ◆ソフト面は安心できるが、建物などハード面の見直しは市がしっかりサポートして頂きたい。
- ◆施設が古くなってきているので、早目早目に手をうってほしい。管理としては良くやられていると思う。
- ◆収支決算書を再チェックすること。まちづくり協議会と行政で協議のうえ、収支の計画が実態にそぐわない場合は適宜修正をすること。